

木密地域不燃化促進支援モデル事業補助金交付要綱

31 都市整防第 762 号
令和 2 年 4 月 1 日

木密地域不燃化促進支援モデル事業補助金の交付については、木密地域不燃化促進支援モデル事業制度要綱（令和 2 年 4 月 1 日付 都市整防第 762 号。以下「制度要綱」という。）及び東京都補助金等交付規則（昭和 37 年東京都規則第 141 号（以下「交付規則」という。））のほか、この要綱に定めるところによる。

第 1 目的

この要綱は、制度要綱第 2 (1) に定める木密地域不燃化促進支援モデル事業を実施する者に対し、東京都（以下「都」という。）が事業に要する経費を補助するに当たり必要な事項を定めることを目的とする。

第 2 用語の定義

この要綱における用語の意義は、制度要綱に定めるほか、それぞれ次に定めるところによる。

(1) 補助対象者

制度要綱第 3 及び第 7 に定める施行者をいう。

第 3 補助対象事業

補助対象事業は、以下の事業とする。

- 1 地域特性を生かした街並みの住宅市街地への再生支援事業
- 2 無接道敷地建替え促進検討支援事業

第 4 補助対象事業費の範囲

1 地域特性を生かした街並みの住宅市街地への再生支援事業

補助対象事業費の範囲は、次のとおりとする。

一 調査費

- (ア) 宅地建物、街並みの要素等の調査に要する費用
- (イ) 宅地建物台帳等作成に要する費用

二 検討費

- (ア) 地域特性を生かした街並みの住宅市街地への再生の検討に要する費用

三 まちづくりの啓発活動費

- (ア) 地域特性を生かした街並みの住宅市街地への再生等の事例調査に要する費用
- (イ) 広報活動、説明会、研究会等に要する費用

四 住民が組織する協議会等の活動に対する助成費

- (ア) まちづくり検討・勉強会等に要する費用
- (イ) 地域特性を生かした街並みの住宅市街地への再生等に対する意見・意向の調査に要する費用

五 地区のまちづくり方針の作成費

- (ア) 地域特性を生かした街並みの住宅市街地への再生に関する基本方針作成等に要する費用

- (イ) 整備手法、年次計画の事業計画等の作成等に要する費用
- 2 無接道敷地建替え促進検討支援事業
補助対象事業費の範囲は、次のとおりとする。
 - 一 調査費
 - (ア) 宅地建物、接道状況等の現況調査、事例調査及び無接道敷地における不燃化建替えを促進する手法に対する意見・意向の調査等に要する費用
 - (イ) 宅地建物台帳等作成に要する費用
 - 二 検討費
 - (ア) 無接道敷地における不燃化建替えの促進に係る検討に要する費用
 - 三 計画作成費
 - (ア) 制度運用に関する方針作成等に要する費用
 - (イ) 事業計画（年次計画等）作成等に要する費用

第5 補助金額

- 1 補助金額は、補助対象事業費から国庫交付金等の特定財源を控除した額に4分の3を乗じた額かつ750万円を限度として、予算の範囲の額とする。
- 2 補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。

第6 補助金の交付申請等及び交付決定

- 1 この要綱に基づく補助を受けようとする施行者は、知事が指定する日までに木密地域不燃化促進支援モデル事業補助金交付申請書（共通第1号様式。以下「交付申請書」という。）に、別記様式1-1から2-2までのうち該当する様式を添付し、知事に申請するものとする。
- 2 知事は、前項の申請があった場合において、内容を審査し、相当と認めるときは、補助金の交付を決定し、木密地域不燃化促進支援モデル事業補助金交付決定通知書（共通第2号様式。以下「交付決定通知書」という。）により施行者に通知するものとする。
- 3 前項の決定に当たって、知事が補助の目的を達成するために必要があると認めるときは、条件を付すものとする。

第7 交付決定の変更等及び進捗状況報告

- 1 施行者は、補助金の交付決定後において、補助金額等の変更が生じた場合は、速やかに前条第1項の定めに基づいて、木密地域不燃化促進支援モデル事業補助金交付決定変更申請書（共通第3号様式）に、別記様式1-1から2-2までのうち該当する様式を添付し、知事に申請するものとする。
- 2 知事は、前項の申請による変更を相当と認めるときは交付決定を変更し、木密地域不燃化促進支援モデル事業補助金交付決定変更通知書（共通第4号様式）により施行者に通知するものとする。
- 3 施行者は、補助金の交付決定額の変更を伴わないで、事業に要する経費の配分又は内容を変更しようとする場合は、木密地域不燃化促進支援モデル事業補助金の経費配分及び内容の変更申請書（共通第5号様式）により、知事の承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。
- 4 知事は、事業の経費の配分又は内容の変更を承認した場合にあっては、木密地域不燃化促進モデル事業補助金の経費配分及び内容の変更承認書（共通第6号様式）により施行者に通知するものとする。

- 5 施行者は、交付決定通知書を受けた後、特別な理由が生じたため当該補助金の交付の取消をするときは、木密地域不燃化促進支援モデル事業の中止申請書（共通第7号様式）を知事に提出するものとする。
- 6 知事は、前項の申請を受けた場合は、その内容を審査し、木密地域不燃化促進支援モデル事業中止の承認・非承認通知書（共通第8号様式）により施行者に通知するものとする。
- 7 知事は必要と認める場合には、施行者に対し随時、補助事業の状況の報告を求めることができる。
- 8 施行者は、知事が事業の進捗状況の報告を求めた場合、木密地域不燃化促進支援モデル事業進捗状況報告書（共通第9号様式）により報告するものとする。

第8 実績報告

施行者は、補助事業等が完了したとき又は補助金等の交付の決定に係る会計年度が終了したときは、速やかに木密地域不燃化促進支援モデル事業完了実績報告書（共通第10号様式）に、別記様式1-1から2-2までのうち該当する様式を添付し、知事に報告するものとする。

第9 補助金の額の確定

- 1 知事は、前条の規定による実績報告を受けた場合、実績報告書の審査や必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査する。
- 2 前項による調査により、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、木密地域不燃化促進支援モデル事業補助金額確定通知書（共通第11号様式）により、施行者に通知するものとする。

第10 補助金の交付

知事は、前条の規定により確定した金額について、施行者から請求書（共通第12号様式）による請求があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

第11 申請の撤回

施行者は、この補助金の交付決定の内容又はこれに付された条件に異議のあるときは、交付決定通知書受領後14日以内に木密地域不燃化促進支援モデル事業補助金交付申請撤回申出書（共通第13号様式）により、補助金交付申請を撤回することができる。

第12 補助金の交付の決定の取消し

- 1 知事は、施行者が次のいずれかに該当した場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。
 - 一 この補助金の交付の決定後、天災地変その他の事情変更により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなったとき。
 - 二 偽りその他の不正手段により、この補助金の交付を受けたとき。
 - 三 補助事業を中止又は廃止したとき。
 - 四 この補助金を他の用途に使用したとき。
 - 五 補助事業を予定期間内に着手せず又は完了しないとき。
 - 六 補助対象事業費の精算額が補助金交付の決定をした補助対象事業費に達しないとき。
 - 七 この補助金交付の決定の内容若しくはこれに付した条件又は関係法令に違反したとき。

- 八 事業内容、事業費、事情の変更等により補助対象額が減額となったとき。
- 九 申請の撤回の申出があったとき。
- 2 知事は、補助金の交付の決定の取消しを行ったときは、木密地域不燃化促進支援モデル事業補助金交付決定取消通知書（共通第14号様式）により、施行者に通知するものとする。

第13 補助金の返還

- 1 知事は、前条第2項の規定により、補助金の交付決定を取消し、かつ、本事業の当該取消しに係る部分に関して、既に補助金が交付されている場合において、返還すべき金額があるときは、施行者に対して期限を定めてその返還を命じるものとする。
- 2 知事は、施行者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

第14 違約加算金及び延滞金

第12の交付決定の取消しによる補助金の返還については、次の第1号から第3号までの規定により、違約加算金及び延滞金を納付させるものとする。ただし、第12第2号、第4号又は第7号に該当しない場合の違約加算金については、この限りではない。

- 一 違約加算金（100円未満の場合を除く。）は、補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95%の割合で計算する。
- 二 補助金が2回以上に分けて交付されている場合における前号の規定の適用については、返還を命じた額に相当する補助金は、最後の受領の日を受領したものとし、当該返還を命じた額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を命じられた額に達するまで順次遡り、それぞれの受領の日において受領したものとして計算する。
- 三 本項の規定により違約加算金の納付を命じた場合において、施行者の納付した金額が返還を命じた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた補助金の額に充当する。

第15 補助金の経理

施行者は、都の補助金について経理を明らかにする帳簿を作成し、補助金の最後の交付日に属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

第16 監督等

知事は、施行者に対し、その施行する補助対象事業について、この要綱の補助金の適正な執行を図る観点から監督上必要があると認めるときは、その違反を是正するために必要な限度において、必要な措置を構ずるべきことを命ずることができる。

第17 その他

この要綱に定めるほか、この補助金の交付に必要な事項については、別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。
（要綱の失効）

- 2 この要綱は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。ただし、令和3年度東京都予算に係る補助金の交付に関しては、その手続終了までの間、なお効力を有する。